

転職希望者向けオンライン就職説明会等開催事業 委託企画提案競技実施要領

1 目的

転職希望者向けオンライン就職説明会等開催事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

転職希望者向けオンライン就職説明会等開催事業委託仕様書（別添1）による。

3 契約上限額

上限額5,999,906円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

5 参加資格要件

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

- (1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がない者。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

令和7年4月17日（木）	県ホームページにて公示
令和7年5月8日（木）午後5時	企画提案競技参加申込書及び質問書提出期限
令和7年5月20日（火）正午	企画提案書提出期限
令和7年5月27日（火）	面接審査（オンライン又は対面）
令和7年6月3日（火）まで	審査結果通知
令和7年6月9日（月）	業務開始

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案参加申込書（別紙1）を提出すること。

ア 提出場所 14の担当課（書類提出及び問合せ先）

イ 提出期限 令和7年5月8日（木）午後5時まで（郵送であっても必着とする。）

ウ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はファクシミリ

ただし、電子メール及びファクシミリの場合は、件名を「転職希望者向けオンライン就職説明会等開催事業業務委託企画提案競技への参加申込」とすること。

エ その他

(ア) 実施要領に規定する資格要件に疑義がある場合は、事前に確認の連絡をする場合がある。

(イ) 参加申込みをした者に対しては、雇用労働政策課から書類を受け付けた旨の電話連絡を行うが、申込みの日の翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに連絡が無い場合には当課に問い合わせること。

（提出期限日に電子メール又はファクシミリで参加申込書を提出した者は、当日中に雇用労働政策課に対して電話で提出状況の確認を行うこと。）

(2) 企画提案書の提出

ア 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

イ 提出書類

(ア) 企画提案書（正本1部、副本（コピー）4部）

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 企画提案書はA4判（一部A3判を折り曲げて可）で作成しページ番号を挿入する。
- ・ 審査項目表（別添2）の各項目順に従って提案内容をわかりやすく記載すること。
- ・ 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。
- ・ 業務の再委託を想定している場合は、再委託先、再委託する業務の内容（範囲）、個人情報を取り扱う業務が含まれるかについて記載すること。
- ・ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(イ) 見積書（正本1部、副本（コピー）4部）

- ・ 見積書には積算内容を明記すること。様式は任意とする。

なお、積算内容については、本業務の履行に要する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限（3を参照）の範囲内で見積もること。数量、単価等の積算根拠も明確に記載すること。また、次の内容は記載を必須とする。

- ・ 人件費（給与及び社会保険料等）

- ・ 就職面談会、キャリアカウンセリング、セミナー開催に関する経費
会場賃借料、会場設営費、オンライン配信費、資料作成費、広報啓発費、講師謝金、
その他必要な通信運搬費、旅費、消耗品購入費 等
- ・ その他必要な経費
一般管理費、損害保険料等
- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
- ・ 宛名は宮崎県知事とすること。
- ・ 見積書の押印を省略する場合は担当者氏名（フルネーム）及び連絡先を記載すること。

ウ 誓約書（１部）

別紙２により提出すること。

エ 納税証明書（１部）

５（５）に係る納税証明書（宮崎県に対する県税に未納がないことの証明）
原則として、参加申込みを行った日から３か月以内のもの。写しでも可。
ただし、提出は審査結果通知後でも可とする。

オ 特別徴収実施確認・開始誓約書（１部）

５（７）に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙３）
ただし、提出は審査結果通知後でも可とする。

カ その他添付資料

- ・ 直近２期分の決算報告書
- ・ その他、会社概要や本事業の実施に関して参考となる資料があれば提出すること。

キ 提出期限及び提出方法

令和７年５月２０日（火）正午まで

※ １４の場所まで持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。送付の場合であっても、上記の日時必着とする。）

※ 企画提案書及び見積書を提出した後においては、これらの書類の内容を変更することはできない。

(3) 質問等

ア 受付方法

本業務など企画提案募集に関する質問は、質問書（別紙４）を次の方法により提出すること。

- ・ 電子メール（アドレス：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。
- ・ 件名は「転職希望者向けオンライン就職説明会等開催事業業務委託企画提案競技への質問」とすること。

イ 受付期限

令和７年５月８日（木）午後５時まで

ウ 回答

質問者に対し、原則として、質問受付日の翌日から起算して２日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に回答するものとする。

なお、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（その際、質問者名は公表しない。）

9 審査

審査は別途定める要領に従って行うものとし、その方法は原則として面接審査とし、詳細は以下のとおりとする。

ただし、参加者が多数である場合等、予備審査（書類審査）を行う場合がある。

(1) 方法

オンラインシステムによる審査又は来庁しての審査とする。

（参加申込書に希望する面接審査方法を記載すること。）

(2) 内容

企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、審査項目表（別添 2）等の項目を総合的に勘案して、契約の相手方を決定するものとする。

(3) 場所

宮崎県庁舎内

(4) 審査日

令和 7 年 5 月 27 日（火）

※ 日時等の詳細は別途連絡。

(5) 時間

説明時間は 20 分以内とする。質疑は 10 分以内を目安とする。

(6) 説明者

面接審査に対応可能な者は 3 名以内とする。主たる説明者を 1 名、主たる説明者を補助する者を 2 名以内とし、主たる説明者は本業務の主任担当者とする。

(7) 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し、電子メール及び書面により令和 7 年 6 月 3 日（火）までに通知する。

(8) その他

ア 面接審査の時間帯については、5 月 21 日（水）までに連絡する。

イ オンラインシステムによる面接審査を希望する場合、5 月 22 日（木）に接続テストを 1 回実施する。（接続テストは任意とする。）

利用するソフトウェアについては、提案者が準備をすることとし、「zoom」又は「Teams」を想定しているが相談可とする。

ウ オンラインシステムによる面接審査の方法は、原則、企画提案書を画面共有し、説明箇所を表示しながら説明を行うこと。

エ 面接審査当日に技術的理由等によりオンラインシステムによる面接審査が実施できなかった場合は、書面審査を実施するが、事情等を考慮し、県が面接審査の予備日を指定する場合がある。

オ 来庁しての面接審査の場合、県では、モニターを準備するが、パソコンとモニターを接続するコード類（HDMI ケーブル等）については企画提案競技参加者が準備すること。また、県が管理する庁内ネットワーク回線（LGWAN 回線を含む。）及びインターネット回線については、セキュリティ上の理由から使用できないため、注意すること。

10 契約

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき随意契約を行う。

(2) 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、

本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

- (3) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、第1項に準じて契約を行う。
- (4) 業務を再委託する場合は、受託候補者から「再委託の承認申請書」、受託候補者及び再委託先の連名で「再委託に係る個人情報保護に関する誓約書」の提出を依頼することがある。

11 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

なお、契約保証金の納付は、10(2)の協議が整い次第、速やかに納付すること。

12 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は5の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自ら提案をするとともに、他人の代理人として提案した者
- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字を誤脱した者、又は不明な提案をした者

13 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、県は、提出された書類を、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務による成果品は、必要に応じて公開するものとする。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則によるものとする。

14 書類提出及び問合せ先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当 吉村

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7105 ファクシミリ：0985-32-3887

電子メール：u-turn@pref.miyazaki.lg.jp